

# 青森県報

号外第十三号

平成二十九年  
三月十日  
(金曜日)

## 目 次

内水面漁場管理委員会

第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………

海 区 漁 業  
調 整 委 員 会  
事 務 局

コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示 ( 同 ) ……

## 内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第一号

第五種共同漁業権に係る平成二十九年増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成二十九年三月十日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

免許番号	湖沼川	魚種	増殖計画量の基準
内共第一号	笹内川	アユ	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上
内共第二号	吾妻川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 二千尾(二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上

内共第三号	内共第四号	内共第五号	内共第六号	内共第七号	内共第八号	内共第十号	内共第十二号
川 追良瀬	大童子川	赤石川	中村川	平滝沼	廻堰大溜池	前潟・セバト沼・明神沼	十三湖
アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ カジカ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	コイ フナ	コイ フナ	フナ ワカサギ	フナ ウグイ
種苗放流 四万尾(二四〇キログラム)以上 種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上	種苗放流 二千尾(二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 三万尾(一八〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上	種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 六千尾(二キログラム)以上	種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 ふ化放流 五百五十万粒以上	種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上

号 内共第十六	浅瀬石	号 内共第十五	平川	号 内共第十四	岩木川	号 内共第十三	山田川 田光沼		
ヤマメ アユ	カジカ ウグイ イワナ イワナ フナ	ヤマメ アユ コイ	カワヤツ メ	イワナ ウグイ カジカ カワヤツ メ	ヤマメ アユ コイ フナ イワナ	フナ	ワカサギ	エビ	
種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上	種苗放流 五千尾(三〇キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上 種苗放流 一万二千尾(二四キログラム)以上 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上	汲上放流 二百尾(二四キログラム)以上	産卵床造成九箇所以上 産卵床造成九箇所以上 産卵床造成九箇所以上 産卵床造成九箇所以上	種苗放流 一万六千尾(三三キログラム)以上 種苗放流 一万六千尾(三三キログラム)以上 種苗放流 六千尾(二キログラム)以上 種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	ふ化放流 二百五十万粒以上	増殖床造成十箇所以上	

号 内共第二十	蟹田川	号 内共第十九	二ノ沢 溜池	号 内共第十八	藤枝溜 池	号 内共第十七	旧十川	号 内共第二十	今別川	号 内共第十九	二ノ沢 溜池	号 内共第十八	藤枝溜 池	号 内共第十七	旧十川
イワナ イワナ コイ	ヤマメ アユ	イワナ ヤマメ アユ	イワナ ヤマメ アユ	フナ コイ	フナ コイ	イワナ ヤマメ コイ	カジカ ウグイ ニジマス	イワナ フナ	イワナ フナ	イワナ フナ コイ	イワナ フナ コイ	イワナ フナ コイ	イワナ フナ コイ	イワナ フナ コイ	イワナ フナ コイ
種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 八千尾(一六キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万二千尾(二四キログラム)以上	種苗放流 五千尾(三〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 一千尾(六キログラム)以上	種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 三千尾(六キログラム)以上	種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 三千尾(六キログラム)以上	種苗放流 四万尾(一六〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 種苗放流 一万三千尾(二六キログラム)以上	種苗放流 五千尾(三〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 一千尾(六キログラム)以上	種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 三千尾(六キログラム)以上	種苗放流 四万尾(一六〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 四万八千尾(九六キログラム)以上	種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 種苗放流 一万三千尾(二六キログラム)以上

内共第三十号	野牛川	コイ	産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上
内共第三十号	大畑川	ウグイ イワナ イワナ イワナ ヤマメ	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成一箇所以上
内共第三十号	易国間川	アユ ヤマメ イワナ	産卵放流 六千尾(三六キログラム)以上 産卵放流 八千尾(一六キログラム)以上 産卵床造成四箇所以上
内共第二十号	目滝川	アユ ヤマメ イワナ	産卵放流 二千尾(一二キログラム)以上 産卵放流 四千尾(八キログラム)以上 産卵床造成四箇所以上
内共第二十号	川内川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵放流 一万尾(六〇キログラム)以上 産卵床造成五箇所以上 産卵放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵床造成六箇所以上 産卵床造成五箇所以上
内共第二十号	野辺地川	アユ ヤマメ イワナ	産卵放流 一万二千尾(七二キログラム)以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上
内共第二十号	野内川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵放流 四千尾(二四キログラム)以上 産卵放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵放流 三万尾(六〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上
内共第二十号	合子沢川	ヤマメ イワナ	産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上
内共第二十号	ウグイ	産卵床造成二箇所以上	

内共第三十号	老部川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵床造成二十箇所以上 産卵放流 六万尾(一二〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上 産卵床造成二箇所以上
内共第三十号	高瀬川	コイ フナ ウナギ ワカサギ	産卵放流 六千尾(二二キログラム)以上 産卵放流 一千尾(二キログラム)以上 産卵放流 五百尾(一〇キログラム)以上 ふ化放流 三千万粒以上
内共第三十号	市柳沼	ウナギ	産卵放流 十五万尾(三〇〇キログラム)以上
内共第四十号	小川原湖	コイ ウナギ	産卵放流 二千五百尾(五〇キログラム)以上
内共第三十号	左京沼	コイ ウナギ ワカサギ エビ	産卵放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上 産卵放流 千五百尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 増殖床造成二十箇所以上
内共第三十号	大沼	コイ ウナギ ワカサギ エビ	産卵放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上 産卵放流 千五百尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 増殖床造成二十箇所以上
内共第三十号	小老部川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵床造成二十箇所以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上 産卵床造成二箇所以上
内共第三十号	老部川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵床造成二十箇所以上 産卵放流 六万尾(一二〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上 産卵床造成二箇所以上
内共第三十号	老部川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵床造成二十箇所以上 産卵放流 五万尾(一〇キログラム)以上 産卵放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上
内共第三十号	高瀬川	コイ フナ ウナギ ワカサギ	産卵放流 六千尾(二二キログラム)以上 産卵放流 一千尾(二キログラム)以上 産卵放流 五百尾(一〇キログラム)以上 ふ化放流 三千万粒以上
内共第四十号	小川原湖	コイ ウナギ	産卵放流 十五万尾(三〇〇キログラム)以上 産卵放流 二千五百尾(五〇キログラム)以上

六号	内共第四十 新井田川	アユ ヤマメ	種苗放流 二万尾(二二〇キログラム)以上 三万尾(六〇キログラム)以上
五号	内共第四十 馬淵川	アユ ヤマメ コイ イワナ ウナギ ウグイ	種苗放流 七万二千尾(四三二キログラム)以上 種苗放流 一万九千尾(三八キログラム)以上 種苗放流 六万四千尾(二二八キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 六百尾(一一キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上
四号	内共第四十 鳶沼	ヒメマス ス サクラム	種苗放流 六千尾(二二キログラム)以上
三号	内共第四十 奥入瀬川	アユ ヤマメ コイ イワナ ニジマス ウナギ ウグイ	種苗放流 八万尾(四八〇キログラム)以上 種苗放流 二十万尾(四〇〇キログラム)以上 種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 五百尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成二十五箇所以上
二号	内共第四十 七戸川	ヤマメ コイ イワナ	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上
		エビ	産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 増殖床造成三箇所以上

農内共第一 号	十和田湖	ヤマメ コイ フナ イワナ ウグイ	産卵床造成二箇所以上 種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成二十箇所以上
		ヒメマス サクラム ス(陸封 型) コイ フナ エビ	種苗放流 七十万尾以上 種苗放流 一万尾以上 種苗放流 五万尾以上 種苗放流 二万五千尾以上 増殖床造成十六箇所以上

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成二十九年三月十日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

一 指示の内容

1 コイの持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「指定水域」という。)においては、青森県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものと

する。

ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

2 放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭